

## 説明会時の質疑応答

No	質疑	応答
1	資料P.9の図にあるウォーターPPPの受託者Wのように、JVのような形で受託することが望ましいということか。	受託の方式は様々あり、今後望ましい方式を検討していく。JV方式以外の参考として、他自治体では、業務を受託する特別目的会社（SPC）を設立し、その中に各業務に精通した事業者が構成員となった事例がある。
2	ウォーターPPPを導入すると、大手の企業が受託者となると思われるが、その場合、複数の事業者がJVのような形で参画することもあり、市内事業者が構成員となることもありうるか。	ご認識のとおり。ウォーターPPPへの参画方法は皆様からの意見も踏まえ検討していく。例えば、他自治体では、大手の企業が受託者の代表を務め、メーカー企業や市内事業者が構成員となり、特別目的会社（SPC）を設立した事例がある。
3	資料P.10にあるウォーターPPPの充足要件にある長期契約（原則10年）について、受託した事業者のみが対象範囲の対象業務を原則10年間行うという認識でよいか。	ご認識のとおり。
4	資料P.10にあるウォーターPPPの充足要件にある性能発注について、処理場から排出される処理水の排水基準を設定した場合、責任は誰が負うことになるのか。	受託者に求める性能として処理水の排水基準を設定した場合、契約上の責任は受託者が負うことと想定している。
5	資料P.13で、対象範囲を一部の区域に限定することだが、具体的な範囲は何処か。	対象範囲は検討中であるため、具体的に示すことはできない。国土交通省が公表している下水道分野におけるウォーターPPPガイドラインによると、対象範囲の設定について、まずは少なくとも1つの処理区とすることが示されているが、市としては導入効果や他への影響等について丁寧に検討する必要があると考えており、処理区内でも一部の区域に限定することを想定している。
6	資料P.13にあるウォーターPPPを実施することになった場合の対象範囲は、処理場と管路とあるので、処理場は西浦下水処理場か高瀬下水処理場のどちらかが選定されるということか。	対象範囲は検討中であるため、具体的に示すことはできない。 今後、マーケットサウンディングを行い、その内容も踏まえ検討することとなる。
7	令和10年度以降にウォーターPPPが導入されると、船橋市からの委託や工事の受注機会が減るということか。	ウォーターPPPを導入する対象範囲外の区域については、従来通り個別発注を行う予定であるが、対象範囲内では変化が生じる可能性がある。
8	ウォーターPPPの対象範囲内にウォーターPPPを受託する事業者が複数存在することがあるのか。	ウォーターPPPを導入した場合、対象範囲内の受託者は1者であることを想定している。